

業務説明資料

1 件名

都筑区こどもの放課後・休日等居場所検索サイト（仮称）構築委託

2 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ウェブサイトのリリースは3月23日までに履行とする。

3 履行場所

横浜市都筑区役所、受託者内及びその他委託者が指定する場所

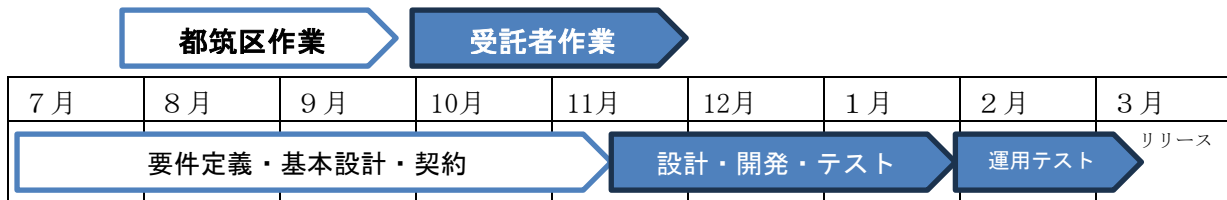
4 業務目的

都筑区は、年少人口比率が市内で最も高く、子ども、保護者、地域の支援者それぞれからの学齢期の子どもが安心して放課後や休日に過ごせる居場所（場・体験機会）へのニーズがあることがアンケートなどから分かっている一方で、居場所に関する情報が十分に届いていないことが課題となっている。

本業務では、居場所（場・体験機会）の情報を検索できるウェブサイト（以下「検索サイト」と言う。）を新たに構築することで、地域の支援者や小・中学生自身（特に放課後の活動範囲が広がる小学3年生～中学3年生）が地域にある居場所（場・体験機会）を認識できるようにし、より多くの子どもたちが「安心できる地域の居場所（場・体験機会）が十分にある」という実感を持てることを目指す。

5 スケジュール（予定）

契約後の本業務の想定スケジュールは次のとおりとし、詳細は別途協議の上決定する。



6 業務委託内容

（1）検索サイトのデザイン作成（要件定義・基本設計）

機能及び構成案については、別紙を参照のこと。なお、「4 業務目的」を実現可能かつ、主な機能・コンテンツが実装されていれば、既存のプラットフォーム、パッケージ等を活用した提案も可とする。

ア 検索サイトのデザイン企画・立案

- ・「4 業務目的」に沿って、TOP ページ及び個別ページのデザインを作成すること。
- ・ページ全体のデザイン作成に加え、タイトル・タイトルロゴについての企画・立案も行う。デザインは、案を出しながら委託者と協議して作成すること。
- ・デザイン検討時に小中学生へのヒアリングやユーザーテストを委託者側で実施する。受託者はその結果をデザイン検討に反映できるよう構築スケジュールを組むこと。ヒアリング及びユーザーテストは1～2週間程度を見込むこと。
- ・特に、以下の①～③については、機能やデザイン、運用を通じて必ず実現すること。具体的な仕様については、提案内容を基に、協議のうえ採用する。

①地域の居場所（場・体験機会）情報の発信

- ・居場所運営団体が情報発信しやすいよう、投稿フォームのUIはわかりやすく簡便なもの

とすること。

②情報を利用者の手元に届ける

- ・スマートフォン、PC、タブレット端末のデバイスに応じて検索サイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。

③小・中学生自身に情報を直接届ける

- ・小学3年生～中学3年生が分かりやすいUIとすること。
- ・小学3年生～中学3年生が自ら情報を探したいと思うような仕組みを取り入れること。

イ 検索サイトのデザインルールの作成

検索サイト全体のコンセプトを可視化し、検索サイト内で一貫性をもたせるため、機能設計、ページ構成及び機能配置、操作ルールを決め、カラーシステム及びフォントを含むデザインルールを作成する。

なお、作成にあたっては、下記留意事項を参考にして、案を提示し委託者と協議して作成すること。

【デザイン作成にあたっての留意事項】

- (ア) 目的の情報にたどり着きやすい（操作性、検索性）
- (イ) 目的以外の情報も見てみたくなる
- (ウ) 繰り返し利用したくなる
- (エ) 多様な主体への配慮（見やすさ・読みやすさ）

※ 検索サイトに盛り込む情報については別紙を基に、見やすく配置すること

(2) 検索サイトの構築【構成案については別紙参照】

6 (1) で作成したデザインに従い、以下の機能・コンテンツを有する検索サイトを構築する。

ア 検索サイト構築にあたっての前提

検索サイトを構築する前提として、委託者が提供する情報や受託者の持つ知見及び受託者が独自で調査・収集した情報に基づき、いずれのコンテンツも統一性があり、利用者にとって分かりやすく、操作性に優れていることを第一に、ユーザーファーストで検索サイトを構築すること。操作性等の検討を行う際は、異なるデバイスからの閲覧を想定すること。特に、スマートフォンからの利用シーンを重視すること。

また、委託者が設定するコンテンツは 別紙のようなものを想定しており、いずれも委託者が求める効果を上げることができる UI/UX を備えたものとする。さらに、委託者側でも UI/UX の確認を行うので、モックアップ、プロトタイプを用意するなど、委託者側のテストに協力すること。委託者側で実施したテスト結果を UI/UX の改善に反映させるよう努めること。

なお、構築に係る素材、原稿は委託者による提供の記載があるものを除き、原則として受託者が作成する。

イ 検索サイトの構成

別紙が検索サイトに盛り込む想定項目・内容である（ただし詳細は委託者との協議により変更の可能性はある）。別紙の掲載コンテンツを利用者が見やすいよう、各ページに配置すること。特にトップページに配置する項目や情報量については、利用者が見やすく、デザイン性を重視して構成するものとする。

ウ 検索サイトの仕様

(ア) 言語

- ・日本語で制作する。なお、閲覧者が見るページは、ブラウザ等の機能を使って自動翻訳（機械翻訳）できるようにすること。
- ・主な利用者層を小学校3年生～中学3年生と設定し、年齢による語彙・文章理解力の差を考慮した表現にすること。

(イ) 他ウェブサイトとの連携

- ・将来的な横浜市ウェブサイト及び関連システムとのデータ連携を見据え、主要コンテンツについてCSV形式によるデータ入出力機能を有すること（詳細は業務説明資料別紙4 管理者（都筑区職員）向けページ（3）施設・イベント情報の一括入力及び出力のとおり）。また、APIによるシステム間連携機能を追加可能な構成とし、連携に必要なデータ項目定義書及び仕様書を整備すること。

(ウ) テストページ

- ・構築時のページ確認の際には、動作確認のためのテスト環境を用意すること。
- ・公開前に委託者が事前確認するためのテスト画面を受託者にて設置すること。

(エ) アクセス解析

- ・ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時等の解析ができること（Google アナリティクス等によるものを想定）。

エ デザイン・レイアウト

6（1）で設計したデザインにならない、利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザイン・レイアウトにするとともに、各ページのデザインには統一性を持たせること。また、「4 業務目的」に示す項目を念頭に、委託者が想定する利用者のターゲット層に対して最も効果的に訴求できる構成案とすること。

オ データ移行要件

委託者が提供する団体・施設情報データ（ExcelまたはCSV形式、最大約200件を想定）を検索サイトのデータベースへ移行すること。なお、データの内容確認、修正、重複排除及び表記統一等のクレンジング作業は委託者が実施するものとし、受託者は当該データの変換、項目対応付け及び登録作業を行うこと。

カ ウェブアクセシビリティの確保について

(ア) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※本業務説明資料における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

(イ) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(ウ) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(エ) 試験前の事前確認について

- ・HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は委託者へ情報提供すること。

- ・(ア)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を委託者へ提案し、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。

(オ) 試験の実施について

- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

- ・試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

- ・試験内容については、委託者に説明し、承認を得ること。

- ・試験実施の範囲

- ①総ページ数が 40 ページ未満である場合

- 試験を全ページで実施すること。

- ②総ページ数が 40 ページ以上である場合

- 当該ウェブサイトからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。なお、40 ページの中には次のページを含めること。

■試験を必ず実施するページ

- ・トップページ

- ・サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html等)

- ・アクセシビリティに関連するページ

- ・利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）

(カ) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

- ・達成基準チェックリストの作成について

WAIC の「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

- ・実装チェックリスト（達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠）の作成についてWAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

(キ) 試験結果の説明及び不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について委託者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、委託者の承認を得るまで対応すること。

(ク) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について

- ・ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について

- 「(ウ)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(カ)」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。

- ・ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について

- 前項で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のペー

ジは、当該ウェブサイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。

※ パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

- ・ウェブアクセシビリティ方針のガイドラインの作成について

委託者によるページ作成時に、上記のウェブアクセシビリティ方針を実現できるよう、作成ルールを文書化したガイドラインを作成すること。なお、委託者は、ガイドライン作成にあたって参考となる別のウェブサイトのガイドラインを受託者に提供する。

カ 参考ページ

(ア) みんなの公共サイト運用ガイドライン

<https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/webaccessibility/guideline/>

(イ) WAIC の公開しているガイドライン一式

- ・ JIS X 8341-3:2016 解説
<https://waic.jp/docs/jis2016/understanding/201604/#details>
- ・ ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>
- ・ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>
- ・ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン
<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>
- ・ 達成基準チェックリストの例
https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/gcl_example.html

(3) 利用者端末 OS 要件

Windows、macOS、iPadOS、iOS、Android、ChromeOS の最新バージョンの2つ前までを対象とする。

(4) 対応ブラウザ

スマートフォン：PC：タブレット端末からの閲覧は80:5:15程度であることを想定し、スマートフォンやタブレット端末のデバイスと同様の内容をPC用ホームページでもスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。具体的には、次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。

ア スマートフォン

少なくとも以下の各OSの標準ブラウザで正しく利用できるよう設計すること。

iOS：検証時点の最新リリース版及び1つ前のメジャーバージョン

Android：検証時点の最新リリース版及び4つ前までの各メジャーバージョン

イ パソコン

Windows 版 Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、macOS 版 Safariのそれぞれの最新リリース版で正しく利用できるように設計すること。

ウ タブレット端末

Google Chrome、Safari、Android (Android搭載タブレットの標準ブラウザ)

(5) セキュリティ

以下の要件を満たすものとする。疑義が生じた場合は、委託者と受託者間で協議の上で決定する。

ア 検索サイト全体の HTTPS 化

ウェブサーバ上で公開する全てのページ及び管理サイトにおいて、HTTPS 通信により暗号化する常時 SSL/TLS 構成とすること。ページ内に埋め込む部品についても全て HTTPS とし、混合コンテンツとならないよう注意すること。

HTTPS 通信のために必要となるサーバ証明書は、利用を想定する全ての OS やブラウザにおいて警告なく正常に接続でき、継続的に更新していけるものであれば、有償・無償を問わない。もし有償の証明書を採用する場合は、それにかかる費用を本業務内に含めること。

また、ウェブサーバは Qualys SSL Server Test において A 以上の判定となるよう構成すること。

イ ウイルス対策・サイバー攻撃被害の防止等

脆弱性を悪用したサイバー攻撃被害を防止するため、定期的にセキュリティパッチを適用すること。緊急度の高いパッチはできるだけ速やかに適用すること。また、サイバー攻撃に対するため、本委託で使用するサーバの OS やその他ソフトウェア（デバイスのファームウェア含む）については、常に最新バージョンを維持すること。

マルウェアの活動を検知・阻止するため、アンチウイルス対策（ウイルス対策ソフトまたはその他同等と考えられる対策がとられているサービスの利用等）を導入することにより、リアルタイム及び定期的にウイルスのチェック等を行い、サーバ環境がウイルス感染したり改ざんされたりすることのない状態とし、発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

ウ 情報セキュリティを確保するための体制確保及び対策実施

外部からの不正アクセスを防止するため、ポート制御や接続プロトコルの制御をファイアウォール等により実施し、外部からの不正な通信を遮断する仕組みを構築すること。

また、ウェブアプリケーションに対する悪意ある攻撃を防止するため、WAF (Web Application Firewall) または同等のアプリケーション層の保護機能（仮想パッチなど）を利用すること。また、脆弱性を利用したサイバー攻撃の最新情報を常に入手し、リスクの大きさに応じて、緊急に対応できる体制を確保、対策を速やかに実施すること。その上で、公開しているウェブサイト等に対し、脆弱性を利用した攻撃が実際に行われていることが判明した場合には、当該脆弱性を持つソフトウェアを脆弱性のないバージョンに即時にアップデートするなど、迅速な対応を行うこと。

エ 管理者の認証

管理者用のログインID及び推測困難なパスワードを複数付与し、職員による検索サイトの管理を可能とすること。不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、パスワードが漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できるIPアドレスの制限などを導入すること。ID、パスワードは他人の目に触れないよう適切な方法で保管すること。また、パスワードを知る者が異動した場合などは、速やかにパスワードの変更を行えること。

オ 登録済み団体の認証

団体ごとに、登録者向けページへのログインに必要な ID 及び推測困難なパスワードを管理すること（リリース時に200程度、将来的に最大で500程度の団体数を想定）。

カ 管理者及び団体アカウントの権限の管理

システムの登録団体を特定するため、1ユーザー1アカウントとすること。また、内部不正や情報改ざん・漏洩を防止するため必要な最小限の権限のみを付与できるようにしていること。

なお、都筑区職員向け管理アカウントは9程度を想定している。

キ ログの取得及び保管

インシデント発生時に原因や影響範囲を特定するため、障害等の調査に必要なログ（ユーザーID、操作年月日、操作時刻、対象データ、操作内容、IP アドレスなど）を取得し、保存すること（過去1年間分）。

なお、取得したログについては、権限のない者が改変できないようにするなど、適切に管理・保管すること。

（6）検索サイトの構築環境

ア クラウドサービスの利用を含めサーバ、サーバ証明書は受託者が用意し、クラウドサービスの利用を含め物理的サーバ機器の設置場所は日本国内とする。契約期間内のサーバ費用は、本業務委託費用に含めること。また、その他CMSライセンス費及び本システムの運用に必要な外部サービス利用料についても、令和9年3月31日までに発生する費用を本契約に含めること。

イ ドメインについては、横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。当該サブドメインを利用するには総務局DX基盤課にDNS登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。なお、以下のサービスの利用にあたっては注意が必要である。

・エックスサーバー

エックスサーバーは、1つのドメインを利用できるのは1アカウントのみに制限されていることが判っている。このため「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみとなるが、本市ではエックスサーバーを利用したウェブサイトが既に開設済みであり、そのアカウントを本市が有していないことから、エックスサーバーにおいて「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを利用したウェブサイトを追加することができない。この制限が解消していることを確認できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

ウ サーバへのアクセス状況及びエラー状況について、ログを取得すること。

エ サービスレベルダウン及び障害の予兆を検知したり、障害発生時に速やかに検知し対応を取るアプリケーション監視等を行うこと。

オ サーバ及びネットワーク機器について、二重化等の対策が施され、物理的な機器障害等によりウェブサイトがダウンすることがないようにすること。

カ 公開サーバは、利用するユーザーが快適にアクセスできるよう、十分な処理能力を有すること（最大で約 1,000 程度を想定。応答時間の目標目安としては通常時の画面応答は概ね10秒以内）。また、急なトラフィック増等に対応し、CPU、メモリ、ディスク容量等のリソース追加に柔軟に対応できる環境とすること。必要に応じて、CDN サービスを組み合わせることなどを検討すること。

キ システム障害、サイバー攻撃などにより情報資産が消失、利用不能になった際に元データ

を復元及び速やかに（目標復旧時間は概ね1週間程度とする）サービスを再開できるように、日次でデータのバックアップを自動取得し、過去30日分を別環境（別リージョン等）へ保存すること。また、情報漏洩、システム停止、マルウェア感染等のインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、必要な対応体制（問合せへの対応を含めた連絡体制の整備、専門人材の配置等）を確保すること。障害対応については土日祝日を含む対応とし、具体的な体制の規模及び対応範囲、緊急時の対応方法及び体制については、委託者と協議の上決定すること。

ク 情報資産を廃棄する際は、情報資産流出を防止するため、物理破壊や消去ソフトによる複数回の上書き処理等の復元が容易でない方法でデータ消去を行うこととし、消去したことを委託者に報告書として提出すること。具体的な廃棄方法については、委託者と協議して実施すること。

ケ 生成AIを利用する場合、プロンプト等を学習しない仕組みを備えたものを使用すること。

（７）その他

ア 構築した検索サイトの設計書を提出すること。

イ サーバ環境を構築する場合、本ウェブサーバの構成要素を一覧化して提出すること。なお、公開画面と管理画面を別のサーバで管理する場合、それぞれについて提出すること。

ウ 構築した検索サイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。

エ 受託者は、本業務において作成又は改修したプログラム、設定情報、デザインデータ、マニュアルその他の成果物について、委託者が保守・運用を継続するために必要な一切のデータを納品すること。

オ 受託者は、第三者が検索サイトの運用・保守を引き継ぐことができる程度の詳細な設計書、設定手順書、運用マニュアル及び保守手順書を作成し納品すること。

カ システムの構築に当たっては、広く一般に利用されている標準的な技術及び製品を採用し、受託者独自の技術又は特定事業者のみが取り扱う技術への過度な依存を避けること。

キ 契約終了時又は委託者が必要と認めた場合、受託者は後継事業者への引継ぎに誠実に協力すること。なお、そのために必要な資料及び説明を提供すること。

ク CMSのテンプレート、プログラムソースコード、プラグイン設定情報、データベース定義書その他保守に必要な資料について電子データで納品すること。

7 検索サイトの運用について

本業務にて構築した検索サイトについて、以下のとおり保守・運用できることを想定した構成とすること。令和9年4月以降の検索サイトの運用保守については、別途契約を予定していることから、構築にあたっては特定事業者のみ運用保守できる状態を避けるため、上記6（7）エ〜クに掲げた内容を遵守すること。

また、検索サイトの利用者数などについては、ひと月あたりおおむね2,000〜4,000程度のアクセス数を見込む。

（１）稼働管理

ア 構築した検索サイトについて、公開開始日から委託期間満了日までの運用期間は、検索サイトの安全かつ適切な状態での維持管理を、受託者の責任で行うこと。

イ アクセス解析の報告

ページごとのアクセス数、ユニークユーザー数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時等の解析を行い、月次で報告すること。報告の形式については、別途協議のうえ決定する。

ウ セキュリティ脆弱性への対策及びウイルス感染等の防止措置

上記 6（5）セキュリティと同様の対策を講じること。また、対策を講じた場合、適宜運用報告書を提出すること。

8 仕様書作成支援

本委託業務に関連して別途発生する委託業務について以下の仕様書等の作成支援を行うこと。

- ・令和 9 年 4 月以降の検索サイトの運用保守業務委託にあたって必要となる仕様書

9 検索サイト更新方法に関する運用マニュアル作成及び操作研修

以下の運用マニュアルを作成すること。また、追加で実装を施した機能等がある場合は、マニュアルについても更新を行うこと。

- （1）区役所職員が検索サイトを更新・管理するための運用マニュアル
- （2）施設/団体職員が施設/団体登録、施設/団体情報・イベント情報の更新をする際の操作マニュアル
- （3）利用者が居場所を検索するための操作マニュアル
- （4）区役所職員向けに操作研修を実施すること（2 回程度）

10 著作権の取扱い

- （1）本業務委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作権者人格権の行使をしないこと。
- （2）制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触しないよう努めること。万が一抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- （3）本業務に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- （4）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 成果物

以下の成果物を、電子データで納品すること。

（1）【契約締結後、2 週間以内】

- ・検索サイト構築業務にかかるプロジェクト計画書

（2）【契約締結後、検索サイト開設時期まで】

※ 詳細な提出期限は、契約締結後別途調整する。

ア 検索サイトのページデザイン・構成設計

イ 検索サイト全体の構成設計

ウ タイトルロゴのデザイン

エ 各種マニュアル（PDF 及び Word 等の加工可能なデータで提出すること）

オ 6（2）カにおけるウェブアクセシビリティの調査結果報告

カ 6（5）アにおける Qualys SSL Server Test の結果

12 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款（別紙2）
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（別紙3）
- (3) 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」（別紙4）

受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (4) 「Web ページ作成基準」及び「Web アプリケーションの作成基準」（別紙5）

受託者は、ウェブページ及びアプリケーションの開発にあたり、可能な限り本基準に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (5) 「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「安全なウェブサイトの作り方」第7版の「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。

※ 「安全なウェブサイトの作り方」第7 版「セキュリティ実装チェックリスト」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p9000000196e2-att/000044403.xlsx>

13 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。

以上